

# 奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例の概要

『適地適木の造林と適時適切な保育、伐採等により、森林の4機能を高度に発揮させる』ことで、「森林がもたらす恵沢を享受し、森林と人との良好な関係を永続的に築き続ける」ことを目指します。

## 制定背景

【政策課題】木材価格の低迷・山村地域の人口減少高齢化など林業を巡る環境の変化により林業の収益により森林環境を維持するモデルの継続が困難

## 政策目的の実現

森林の多面的機能に関わる国の法令は多岐にわたり、森林現場での総合的・効果的適用には持続的な工夫と努力が必要

森林の多面的機能をいかなる状況の下でも恒久的に発揮し続けさせるためには、新たな挑戦が必要  
(新たな森林環境管理制度の導入)

## 基本理念

森林がもたらす恵沢は県民にとってかけがえない財産

## 森林の4機能

①森林資源生産

②防災

③生物多様性保全

④レクリエーション

## 基本的施策等

### 目指すべき森林（第10条）

○森林環境の維持向上のために県内の森林を次の森林のいずれかへ誘導

#### ①恒続林

地域の特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育及び択伐による継続的な木材生産により環境が維持される森林



#### ②適正人工林

スギ、ヒノキなどが同程度の樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育により環境が維持される森林であって、木材生産を主目的とするもの



#### ③自然林

スギ、ヒノキと地域の特性に応じた種類の樹木が混交する森林であって、自然の遷移により環境が維持されるもの



#### ④天然林

地域の特性に応じた種類の樹木が自然に生成することにより環境が維持される森林

### 森林の4機能の発揮等の措置

- 森林資源の持続的な供給のための、森林資源の生産及び利用に係る活動の継続的な実施の促進及び地球温暖化の防止のための間伐材等の持続的な供給及び利用の促進（第11条）
- 災害の発生防止・軽減及び関係機関が保有する災害に関する情報共有（第12条）
- 生物多様性の保全及び自然環境の持続的な保全のための森林の適切な整備及び保全の促進（第13条）
- レクリエーション、スポーツ、教養文化活動、休養等を目的とした森林の利用の促進（第14条）
- 間伐する場合において、間伐木を残置するときは適切に処理（第16条）
- 適切な方法による皆伐、皆伐跡地の確実な更新を確保（第17条）

### 奈良県フォレスター（第18条）

- 森林環境の維持向上に関する専門的職員として奈良県フォレスター（奈良県職員）を設置
- 奈良県フォレスターは、森林環境の維持向上に関する技術・知識の普及指導、森林の巡視等の専門的事項をつかさどる

### 地域森林計画に定める事項等（第19条）

- 地域森林計画に、森林の4機能を持続的に発揮させる事項を規定
- 市町村からの市町村森林整備計画の協議で、森林の4機能を持続的に発揮させる事項の定めを確認

## 目的

森林の4機能の高度な発揮

森林と人との恒久的な共生

## 施行期日

令和2年4月1日。ただし、第16条（間伐）及び第17条（皆伐）の規定は、同年10月1日。